



久留米市業務継続計画 (BCP)

総則編

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方.....	1
(1)業務継続計画策定の目的.....	1
(2)業務継続計画の位置づけ	1
(3)業務継続計画の目標	2
(4)業務継続の基本方針	2
(5)業務継続に必要な6要素	3
(6)業務継続計画の対象となる組織	4
第2章 業務継続計画の対象となる災害	5
前提とする危機事象	5
本計画における地震の想定	5
第3章 業務継続体制.....	6
(1)本部長(市長)不在時の代行順位及び職員の参集体制	6
本部長(市長)の職務代行の順位	6
参集体制	6
(2)業務継続計画の発動	7
発動基準	7
発動権限者	7
発動の手順	7
発動の解除	8
発動にあたっての留意事項等	8
第4章 非常時優先業務(災害応急対応業務及び優先的通常業務)	9
(1)災害応急対応業務とは	9
(2)優先的通常業務とは.....	9
業務開始時期(フェーズ)の基本的な考え方(目安).....	9
【資料】大規模災害時の主な非常時優先業務とフェーズの対応一覧.....	11

第5章 業務継続計画の実効性を高める取り組み	12
(1)災害対応行動マニュアルと庁内での応援体制	12
(2)災害時受援計画の策定と活用.....	12
(3)業務継続計画の見直し・更新と効果的な活用.....	12

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

(1)業務継続計画策定の目的

大規模災害発生時における本市の対応は、災害対策基本法に基づき定めた『久留米市地域防災計画』により、防災関係機関等と連携し災害対応業務を遂行することとなっている。一方で、市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密接した行政サービスを提供していることから、市民生活や企業活動等に大きな影響を与えられとされるサービスは、災害時においても継続して提供することが求められる。

災害により市役所自体が被災し、職員や物資、ライフラインの制約を受け、行政機能の低下が想定される状況下においても、発災直後から適切に業務が継続できるよう事前の対策を講じておく。

本業務継続計画は、市全域に被害が及ぶ大規模災害時、または局所的に被災し行政機能が低下した状況下にあっても、実施すべき災害応急対策業務と継続して提供する通常業務を明らかにし、限られた人員、資機材等を効率的に投入し、発災直後から適切に業務を執行するための事前対策として策定する。

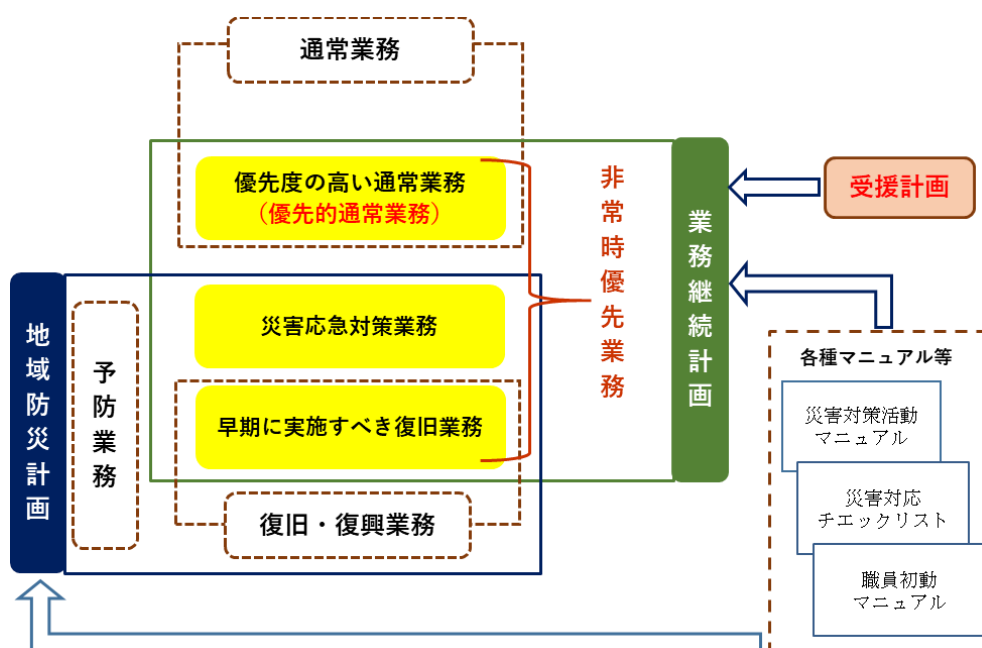
(2)業務継続計画の位置づけ

久留米市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、久留米市防災会議が策定する法定計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害予防、応急対策及び復旧・復興対策について実施すべき事項を定めている。

一方、業務継続計画は、非常時優先業務※を的確に実施するために、地域防災計画に定める細部計画の一つとして、本市が独自に定め、地域防災計画の実効性を担保するもの。

なお、業務継続計画の発動にあたっては、その効果が最大限発揮されるよう「災害時受援計画」や、その他災害対応に係る各種指針等と連動して実施する。

※「非常時優先業務」とは、災害対応や応急復旧を行う「災害時応急対策業務」と、通常業務のうち継続の優先度が高い「優先的通常業務」をいう。



○地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
策定主体	久留米市防災会議	久留米市
計画の趣旨	災害発生時または平時から、災害対策に係る実施事項や役割分担等を規程するための計画	災害発生時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
市役所の被災	想定しない	職員、施設、設備等の被災を想定する
対象業務	災害応急対策業務 (予防、応急対策、復旧業務)	非常時優先業務 (災害応急対策業務及び優先的通常業務)
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はしない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定め、必要な資源を確保する

(3)業務継続計画の目標

大規模災害時に限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入し、非常時優先業務の実施と継続、早期復旧を実現し、市民等の生命・身体・財産を守り、市民生活及び社会経済等への影響力を最小限に抑えることを目標とする。

(4)業務継続の基本方針

- 災害発生時は、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先する。
- 発生から72時間は、人命に係る災害緊急業務に重点をおくため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- 発災後は、フェーズ(初動段階、応急段階、復旧段階)ごとに新たに発生する業務、業務量が増加する業務が異なることに留意する。
- 非常時優先業務は、熊本地震で大規模な被害を受けた熊本市における業務継続計画を参考に選定し、フェーズごとに重点を置くべき業務を可視化する。
- 非常時優先業務の継続に必要な人員を流動的人員配置、受援や災害協定等を活用して確保するとともに、庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。
- 発災時に非常時優先業務を集中的に実施することで、市民生活に必要な通常業務の早期、順次の再開に努める。

(5)業務継続に必要な6要素

業務継続計画を実施するにあたり、特に重要な要素である6つの要素をあらかじめ定める。

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	『総則編 第3章 業務継続体制』及び『資料編(3)職員の参集想定』に定める
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	『必要資源編 第2章 物的資源の現状と対策』に定める
(3) 電気、水、食料等の確保	『必要資源編 第2章 物的資源の現状と対策』に定める
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	『必要資源編 第2章 物的資源の現状と対策』に定める
(5) 重要な行政データのバックアップ	『必要資源編 第2章 物的資源の現状と対策』に定める
(6) 非常時優先業務の整理	『総則編 第4章 非常時優先業務(災害応急対応業務及び優先的通常業務)』及び『資料編 (1) 非常時優先業務(災害応急対応業務)』並びに『資料編(2) 非常時優先業務(優先的通常業務)』に定める

(6)業務継続計画の対象となる組織

大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を中心とした全庁的な活動体制に移行するため、本計画の対象とする市の組織は、久留米市地域防災計画に定める災害対策本部の全組織とする。なお、本計画は、市全体の総括的な視点での業務継続計画であり、各対策部は、それぞれ作成するマニュアルやチェックリスト等において、業務継続のために必要な事項を詳細に定めるものとする。

第2章 業務継続計画の対象となる災害

前提とする危機事象

久留米市において想定する危機事象は、本庁舎が最も被害を受ける災害を想定し、水縄活断層(北東下部)の活動に起因する地震とする。地震が発生する季節や時間などの条件により被害想定が変わる可能性があることも想定する必要がある。

なお、その他の危機事象でも同様に行政機能の全部または令和5年7月豪雨のように一部が停止される場合があるため、本計画に準じた継続計画の発動を想定しておく(大規模な風水害やテロなどへの対応についても当該計画を準用する)。

本計画における地震の想定

- ・震源 水縄活断層帯(北東下部)
- ・地震の規模 マグニチュード7.2
- ・市内の最大震度 震度6強
- ・活動周期 1万4千年程度

最大震度		震度6強
人的被害	死者	318人
	負傷者	1,628人
	要救出人数	1,841人
	要後方医療搬送者数	349人
建物被害	全壊	5,454棟
	(木造)	4,968棟
	(非木造)	486棟
	半壊	2,689棟
	(木造)	2,245棟
	(非木造)	444棟
	焼失棟数	3棟
ライフライン被害	上水道管被害	1,181箇所
	下水道管被害	333箇所
	都市ガス管被害	51箇所
	電力(電柱)被害	70本
	電話(電話柱)被害	56本
避難者	避難者数	10,906人
	帰宅困難者数	36,380人

※福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書参照

※現時点でのライフラインの復旧想定は策定されていない

第3章 業務継続体制

(1) 本部長(市長)不在時の代行順位及び職員の参集体制

本部長(市長)の職務代行の順位

全庁的または一部の部局に業務の停止等を指示する必要があることから、市長不在時の代行順位の第1位は組織を所管する副市長とし、第2位以降は次のとおりとする。

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
副市長(総務部担当)	副市長(防災担当)	総務部長	総合政策部長	協働推進部長

参集体制

大規模地震発生における久留米市職員の参集基準は次のとおりとする。

体制	動員基準	配備要員
災害対策本部 (第1配備)	・市内で震度5強の地震 ・状況に応じ、市長が必要と認めるとき	第1配備要員
災害対策本部 (第2配備)	・市内で震度6弱の地震 ・第1配備体制では対処できないおそれがあり、市長が必要と認めたとき	第1配備要員 第2配備要員
災害対策本部 (第3配備)	・市内で震度6強の地震 ・多数被害が発生し、市長が必要と認めるとき	全職員

※その他大規模な風水害等においても職員の参集基準に拠り参集する。

※発災時における職員の安否や参集可否の確認は、職員参集メールシステムまたは各所属での緊急連絡網をもって行うが、大規模災害発生時に参集可能な職員は発生から24時間でも70%程度と想定されることに留意が必要である。

(2)業務継続計画の発動

発動基準

久留米市災害対策本部を設置し、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に、本部長が発動を決定する。風水害等は局所的に発生し、一部の地域の行政機能が停止される場合も想定される。この場合においては本計画に準じて特定の部局や業務等に業務継続計画を適用させることも検討する。

発動権限者

災害対策本部長(市長)

発動の手順

①発動の動議

次の場合に、統括部等は非常時優先業務等への集中を災害対策本部に諮り、計画の発動について必要な検討を行う。

■統括部が計画の発動を諮ることができる場合

全市的に大規模な災害等が発生し、全庁的な行政機能の多くを停止せざるを得ない場合や対策部を超えて災害対応業務に人的資源を投入する必要がある場合は、統括部が災害対策本部会議において計画の発動を諮ることができる。

■各対策部が計画の発動を諮ることができる場合

各対策部において業務継続計画の発動を必要とする場合は、統括部と協議のうえ災害対策本部において計画の発動を諮ることができる。

②発動の検討－ 1

災害対策本部長は、必要に応じてライフラインの確保や通常業務の停止、集中的な人員配置などの検討を指示する。

②発動の検討－ 2

統括部(受援班)は、業務継続計画の発動にあたり「久留米市災害時受援計画」に基づき、人的・物的資源の不足への対応策の検討を行う。

③発動の決定

具体的な業務継続計画の発動対象部局や業務の範囲、想定される実施期間等については調整会議で協議し、災害対策本部会議において本部長が決定する。

発動の解除

本部長は、資源の不足等に伴う制限が改善され、安定的な行政機能を再開することが可能な場合、業務継続計画の発動解除を宣言する。

ただし、各対策部長は解除の宣言前であっても、行政インフラの早期復旧や休止した通常業務の順次再開に努める。

発動にあたっての留意事項等

- ◆災害応急対策業務の実施にあたっては、原則、各対策部内の人員配置の変更によって対応することとするが、対応困難な場合は業務継続計画の発動にかかわらず、災害対策本部に対して「久留米市災害対策本部運営要綱」第10条に規定する応援要請を行う。
- ◆統括部は、応援の要請があった時は応援の必要性について調査を行う。
- ◆統括部は、応援が必要と判断した場合、必要な人員を算出し、通常業務を停止している他の対策部からの応急支援等を実施する。
- ◆統括部及び各対策部は、災害対応のフェーズごとに必要な物資や業務量が増減する業務が刻一刻と変化することに留意し、最適な資源配分となるよう努める。
- ◆統括部は、業務継続計画を発動した場合は停止・縮小する業務や施設等の閉館状況等の情報を速やかに市民に周知する。

第4章 非常時優先業務（災害応急対応業務及び優先的通常業務）

久留米市における「非常時優先業務」は、地域防災計画に定めている「災害応急対策業務」及び、久留米市行政組織条例などに定めている分掌事務のうち、早期復旧や被災者の生活再建に必要な業務を選定する（優先的通常業務）。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源の確保が困難なため、積極的に通常業務を停止し、非常時優先業務においても実施時期や実施期間を精査する必要がある。

なお、それぞれのフェーズにおける具体的な災害応急対策業務及び優先的通常業務の例は、資料編に記す。

（1）災害応急対応業務とは

主な災害応急対応業務は、地域防災計画に定めた災害対策本部各対策部の分掌事務とし、発災後の時期（フェーズ）に応じて集中的に実施する。

（2）優先的通常業務とは

優先的通常業務は、久留米市行政組織条例及び久留米市行政組織規則に定めている各部・各課の分掌事務のうち、大規模災害発生時等においても継続しなければならない業務とし、優先度が低い業務は対象外とする。

業務開始時期（フェーズ）の基本的な考え方（目安）

フェーズ	主な業務
フェーズA 発生～24時間以内 <u>『命を守る』初動段階</u>	(災害応急対策業務) ・災害対策本部設置 ・救急救命活動 ・被害状況情報収集 ・避難所開設 (通常業務の考え方) ・優先的通常業務以外は停止
フェーズB 発災24時間後～3日まで <u>『安心と安全』を確保する応急段階</u>	(災害応急対策業務) ・行方不明者救助 ・遺体安置所開設 ・応援要請 ・医療チームの派遣 ・飲料水、食料の調達と供給 (通常業務の考え方) ・優先的通常業務以外は停止中

フェーズC 発災4日目～1週間まで <u>『協働』で行う被災者支援段階</u>	(災害応急対策業務) ・応援職員の受入 ・応急危険度判定 ・ボラセンの開設 ・罹災証明書対応 ・災害ごみ等の受入 ・支援物資等の受入と管理、供給 ・仮設トイレ等の設置、し尿処理等 (通常業務の考え方) ・必要性の高い業務から順次再開
フェーズD 発災害1週間後～2週間まで <u>『日常への復帰』へ踏み出す復旧段階</u>	(災害応急対策業務) ・避難者ニーズ調査 ・こころのケア ・公共インフラ応急復旧 ・学校の再開 ・応急保育や教育の再開 (通常業務の考え方) ・再開の規模を拡大
フェーズE 発災2週間後～1ヶ月まで <u>『生活の再建』へ向けた復興段階</u>	(災害応急対策業務) ・拠点避難所へ移行 ・市民生活の復旧 ・生活再建支援制度適用業務 (通常業務の考え方) ・一部を除き市民サービスの提供水準を被災前の状態に戻す

第3章業務継続体制の(1)による職員の参集予測、及び非常時優先業務に人員が割かれており、また、業務に従事することが可能な職員が平常時に比較して大幅に少ないという想定で災害発生時に継続すべき業務(優先的通常業務)や、縮小・中止を検討する業務を資料編に例示している。

なお、大規模災害時における通常業務の中止期間は資料編の優先的通常業務の表のとおり、おおむね1か月程度を想定しているが、災害の種類や規模により各地域の被災程度や職員の参集状況等が異なるため一律ではなく、地域の状況に応じて対応するものとする。

【資料】大規模災害時の主な非常時優先業務とフェーズの対応一覧

大規模災害時の主な非常時優先業務とフェーズの対応一覧							
	大雨災害や台風などの警戒時期	発災直後（災害によっては発災前対応もある）	～ 2 4 時間	～ 3 日	～ 1 週間	～ 2 週間	～ 1 か月
1. 情報収集・伝達・広報 （総括部 ほか）	事前の気象情報や危険性の周知 避難情報の発令	市民への情報提供（災害、避難情報）	市民への情報提供（災害、避難情報） 記者発表・会見対応	市民への情報提供（支援メニュー等） 記者発表・会見対応	市民への情報提供（支援メニュー等） 記者発表・会見対応	市民への情報提供（支援メニュー等） 記者発表・会見対応	市民への情報提供（支援メニュー等） 記者発表・会見対応
2. 災害対応体制 （総括部 ほか）	気象台等への聞き取りなどを通じた情報収集 事前の警戒体勢の構築、連絡体制の確認	災害対策本部の設置・運営 職員の安否確認、参集の可否確認	災害対策本部の運営 本部会議の開催	災害対策本部の運営 関係機関を交えた本部会議の開催 BCP発動等、災害対応業務への集中	災害対策本部の運営 関係機関を交えた本部会議の開催 BCP発動等、災害対応業務への集中	災害対策本部の運営 関係機関を交えた本部会議の開催 BCP発動等、災害対応業務への集中	災害対策本部の運営 関係機関を交えた本部会議の開催 BCP発動等、災害対応業務への集中 復興体制への移行検討
3. 避難所の運営等 （避難所総括・教育対策部ほか）	待避場所の提供（台風接近時等）	避難所の開設・運営	福祉避難所の検討・開設・運営	避難者のニーズ調査	広域避難の検討	広域避難の実施	避難所の統廃合・閉鎖
4. 救助・救急・救護・医療 （総括部・救護対策部・ 衛生対策部ほか）		救急救命活動	救急救命活動 医療救護活動 救護所の設置	救急救命活動、医療救護活動 行方不明者の救助 D-MAT等医療チーム派遣要請 遺体安置所の開設	医療救護活動 行方不明者の救助 災害拠点病院との連携 遺体安置所の運営、火葬	災害時保健活動	災害時保健活動
5. 被害情報の収集 （都市施設対策部・ 上下水道対策部 ほか）			パトロールの実施	被害の情報収集、集約	被害の情報収集、集約、整理		農業、商工業を含めた被害の集約、整理
6. 必要資源の確保 （総括部・総合支所対策部 ほか）	拠点の被害を最小限に留める準備（止水板等）		庁舎・施設・通信の被害確認、機能確保	機能の復旧対応、代替手段の確保	機能の応急復旧	機能の復旧対応	機能の復旧対応
7. 人的応援の手配・受入 （総括部・避難ボランティア 支援対策部 ほか）			防災関係機関との連絡・調整 リエゾン等要請	防災関係機関・リエゾンとの連携 他自治体への人的支援の要請 NPO・ボランティア等の要請・協働	防災関係機関・リエゾンとの連携 人的支援の受入と配分	防災関係機関・リエゾンとの連携 人的支援の受入と配分	防災関係機関・リエゾンとの連携 人的支援の受入と配分
8. 要配慮者への対応 （救護対策部 ほか）			要配慮者の安全確保、情報収集 福祉避難所の検討・開設・運営	福祉避難所の運営 避難要配慮者のニーズ調査・対応 福祉施設・医療機関との調整・移送対応	福祉避難所の運営 避難要配慮者のニーズ調査・対応 福祉施設・医療機関との調整・移送対応	福祉避難所の運営 福祉施設・医療機関との調整・移送対応	福祉避難所の統廃合・閉鎖 福祉施設・医療機関との調整・移送対応
9. 物資等の輸送、管理、供給 （総括部・物資・商工対策部 ほか）			避難所等への災害備蓄品の供給	避難所等への災害備蓄品の供給 仮設トイレの設置検討、設置開始 物的支援の要請	物的支援の受入と管理、供給 仮設トイレ等の設置、し尿処理等	食料・生活必需品の調達と供給 物資の安定的管理・供給 総合的なトイレ対策	食料・生活必需品の調達と供給 物資の安定的管理・供給 総合的なトイレ対策
10. ボランティア・NPO等 との協働 （避難ボランティア支援対策 部 ほか）			ボランティアセンターの開設準備	ボランティアセンターの開設準備 被災者のニーズ調査	ボランティアセンターの開設・運営 ボランティア受入 被災者のニーズ調査	ボランティアセンターの運営 ボランティア受入 被災者のニーズ調査	ボランティアセンターの運営 ボランティア受入 被災者のニーズ調査 被災者の生活再建を実施する団体との連携
11. インフラ被害の応急 対応、仮設住宅 （都市施設対策部・上下水道 対策部 ほか）			通報受付・被害状況の確認	通報受付・被害状況の確認 道路啓開等、応急対応	インフラ被害の応急対応 インフラ被害の応急復旧 公営住宅の提供・応急仮設住宅の検討	インフラ被害の応急復旧 公営住宅への入居手続き開始	インフラ被害の応急復旧
12. 被害認定、り災証明書の 発行等 （相談・調査対策部・救護 対策部 ほか）			応急危険度判定の応援要請	被害認定調査の応援要請	応急危険度判定の実施 被害認定調査の実施 り災証明書の申請・発行	応急危険度判定の実施 被害認定調査の実施 り災証明書の申請・発行	被害認定調査の実施 り災証明書の申請・発行
13. 廃棄物・土砂等の処理 （都市施設対策部・衛生対策 部 ほか）				仮置き場の確保	災害ごみの受入	災害ごみの受入 公費による解体や撤去の検討	災害ごみの受入 公費解体や土砂撤去の実施
14. 被災者支援 （総括部・救護対策部 ほか）				義援金の受付 支援メニューの周知	被災地域での相談窓口の開設 生活資金の貸付 各種支援メニューの受付・実施	各種支援メニューの受付・実施 義援金の配分開始	各種支援メニューの受付・実施 生活再建支援プロジェクトの開始 被災者の生活再建を実施する団体との連携 支え合いセンター設置の検討

第5章 業務継続計画の実効性を高める取り組み

(1) 災害対応行動マニュアルと庁内での応援体制

各対策部及び各部局は、当業務継続計画に指定した非常時優先業務を実施するにあたり、必要な人員の配置、資源の確保、業務の手順などを示した災害対応行動マニュアルを業務ごとに策定し、定期的な訓練や研修により、課題の洗い出しや内容の精査を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

また、第3章(2)業務継続計画の発動に定めるように、各対策部はそれぞれが所管する「災害応急対策業務」を部内人員の流動的配置により実施するが、フェーズによっては、この手法での人員調達が困難、または不足する業務も想定されるため、その場合において各対策部は全庁的な応援体制の検討・実施を統括部(人事班)へ要請することができる。

(2) 災害時受援計画の策定と活用

業務継続計画は、久留米市地域防災計画に基づく災害対応業務や非常時に優先して実施すべき通常業務を事前に定め、その業務を行うために必要な資源の確保などを定めているのに対し、災害時受援計画は、非常時における外部支援の具体的な受入体制を定めたものである。

熊本地震をはじめとする近年の大規模災害では、外部支援の受入体制が整わず、応援職員の能力を十分に活用できなかったことや、物資の仕分等に係るノウハウや人員が不足したことによる避難所への物資輸送などに課題が生じたことが明らかになっている。

特に、長期化した避難所の運営のように多くの人員を必要とする業務については、外部からの支援の活用、または住民やNPO等による運営へのシフトを検討し、行政職員でなければ従事できない業務への人員の集中配分を行う。

過去の教訓を踏まえ、災害発生時の外部支援を有効に活用し、迅速かつ円滑な災害復興業務や被災者支援業務の履行に繋げるために災害時受援計画を策定・活用し、必要に応じた内容の見直しを行っていく。

(3) 業務継続計画の見直し・更新と効果的な活用

本計画では、非常時優先業務を選定し、業務の優先度を整理した。今後は機会をとらえ、各種訓練、研修を実施し、業務優先度の見直し、業務実施時期の精査、業務遂行の支障となる課題の精査及びその解消に向けて取り組むことが必要となる。

具体的には、各職場で新規配属者に対し行う所掌事務の研修等と合わせて、発災時に担当する災害応急対策業務や継続して実施する優先的通常業務等についても説明を行う。また、階層別研修の一单元として盛り込むなどして、各職位に対しても周知することを検討する。

社会的な外部環境の変化のほか、職員の異動や組織の変化、執務環境など、組織内部にある資源はたえず変化しているため、今後、本計画は定期的かつ継続的に見直し・更新を行い、計画の実効性を高め、変化に対応できる体制づくりに向け取り組むものとする。